

○厚生労働省告示第四百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第二項第二号の規定に基づき、児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額

児童福祉法（以下「法」という。）第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者（同条第三項第七号に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の医療費支給認定保護者 食事療養標準負担額（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。）の二分の一の額

二 次のイからニまでに掲げる医療費支給認定保護者（ただし、イに掲げる者にあつては、平成二十九年十二月三十一日までの間に限る。） 零

イ 医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）

が、児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日において改正法による改正前の法第二十一条の五の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であつて、改正法の施行の日から継続して受けている医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならぬことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ハ 被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である医療費支給認定保護者

ニ 要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、かつ、前号に定める食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態になる医療費支給認定保護者